

盛岡広域都市計画地区計画の変更（盛岡市決定）

盛岡市告示第92号

令和2年3月17日

盛岡広域都市計画三本柳地区地区計画を次のように変更する。

名 称	三本柳地区地区計画			
位 置	盛岡市三本柳5地割及び7地割の各地内			
面 積	約 4.2 ha			
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	<p>当地区は、国道4号と主要地方道上米内湯沢線が交差する付近に位置する。こうした地域特性から、当地区は都南地域の主要な商業地としての利用が期待される。</p> <p>しかし、当地区は土地区画整理事業の区域として都市計画決定されているが、一部未施行であるため、当地区への車の乗り入れ等で国県道の交通渋滞や事故を招いているほか、周辺地区の良好な環境を阻害している。</p> <p>こうしたことから、適正な規制誘導により良好な商業地の形成に努める。</p>		
	土地利用の方針	交通至便という地域特性を十分配慮し、商業地としての利用を図る。		
	地区施設の整備方針	幅員8m、幅員12mの区画道路を適正に配置するものとし土地区画整理事業により整備された区画道路については、維持保全に努める。		
	建築物等の整備の方針	住民の利便性を確保するため、健全な商業業務施設としての地区の形成が図られるように規制誘導する。		
地区整備計画	地区の区分	区分の名称	A 地 区	B 地 区
		区分の面積	2.2 ha	2.0 ha
	地区施設の配置及び規模			区画街路1号 幅員 12m 延長 91m 区画街路2号 幅員 8m 延長 97m
	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	次の各号に掲げる建築物は建築してはならない (1) 共同住宅、寄宿舎又は下宿 (2) 学校、図書館その他これに類するもの (3) 神社、寺院、教会その他これに類するもの (4) 養老院、託児所その他これに類するもの (5) 公衆浴場 (6) 診療所 (7) ホテル又は旅館 (8) 自動車教習所 (9) 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)で定める規模の畜舎	
建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度			6 / 10	

「区域は、計画図表示のとおり」

理由 土地表記等の変更に伴い、本案のとおり変更しようとするものである。